平成２５年（フ）第３２０８号
東京都北区王子本町２丁目17―３
破産者　堀江　　実
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５３号
千葉県船橋市田喜野井４丁目44―１―308
破産者　乾　健太郎
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１３２号
東京都町田市成瀬台３丁目10―24
破産者　有馬　　潤
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１３９号
東京都北区東十条４丁目６―12―202
破産者　成田　正穂
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６１１号
埼玉県さいたま市南区大字円正寺186番地
破産者　有限会社滝川工業
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７９３号
東京都千代田区飯田橋１丁目７番４号
破産者　株式会社プランニングオフイス
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９２４号
東京都江戸川区西葛西５丁目７番９号201号室
破産者　有限会社ファーイーストエンジニアリング
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９２５号
東京都江戸川区西葛西６丁目21―15―401
破産者　押切　啓之
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９７１号
東京都立川市曙町２丁目21番６号　中山ビル２階
破産者　株式会社アンダーワールド
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８０号
埼玉県川口市領家３丁目16番16号
破産者　三洋鋼機株式会社
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８１号
埼玉県さいたま市北区本郷町17―１―５―1004
破産者　後藤房之助
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８２号
埼玉県さいたま市北区本郷町17―１―５―1004
破産者　後藤　妙子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１９号
東京都大田区中馬込３丁目21番３号
破産者　株式会社雲仙
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２５４号
東京都台東区清川１丁目15番７号
破産者　有限会社安井工務店
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２５５号
東京都台東区清川１丁目15―７
破産者　安井　八郎
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２６３号
東京都墨田区堤通１丁目11番23号
破産者　有限会社小沢鉄工所
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２６４号
東京都墨田区立花１丁目28―３―722
破産者　小澤　英生
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２６５号
東京都目黒区中央町１丁目12―９
破産者　小澤恵美子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２３号
東京都足立区大谷田４丁目８―７―204　畑中方
破産者　齋藤知佐海
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３７４号
東京都練馬区光が丘３丁目９番３―601号
破産者　株式会社カスタムキング
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３７５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目１―15―401
破産者　草野　精也
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３８８号
東京都足立区宮城１丁目25番14号
破産者　株式会社ライト誘電
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部